

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

令和元年10月より開始された、介護職員等特定処遇改善加算に基づく賃金改善以外の具体的な取り組みを、下記のとおり行っています。

1. 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
2. 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
3. 非正規職員から正規職員への転換